

様式第10号（第9条関係）

入間市空き家バンク物件情報利用登録申込書

年 月 日

（宛先）入間市長

申込者 住 所

氏 名

入間市空き家バンク要綱に基づく空き家バンクの趣旨を理解し、同要綱第9条第1項の規定により、空き家バンクによる空き家の情報提供を受けたいので、次のとおり確認及び誓約した上で、申し込みます。

- 1 登録内容 空き家バンク物件情報利用登録カード（様式第11号）のとおり
- 2 空き家に定住し、又は定期的に滞在する意思があること、また、その際は、地域住民と協調して生活する意思があることを誓約します。
- 3 空き家バンクに登録されている空き家の売買又は賃貸借に係る交渉を希望する際に、市が、空き家バンクに登録した私（同居予定者を含む。）の情報を、その運用に必要な範囲で、次のとおり提供することに同意します。また、同居予定者がいる場合については、同居予定者にもその同意を得ています。
 - (1) 当該空き家の所有者
 - (2) 市内に事務所を有する宅地建物取引業者（公益社団法人埼玉県宅地建物取引業協会彩西支部又は公益社団法人全日本不動産協会埼玉県本部所沢支部の会員である者に限る。）のうち、空き家バンクの趣旨に賛同したもの（以下「協力会員」という。）
- 4 空き家バンクに登録された空き家の売買又は賃貸借に係る交渉、契約等については、全て、協力会員へ媒介を依頼します。協力会員以外の者には、その媒介を依頼しません。
- 5 空き家バンクに登録された空き家の売買又は賃貸借に係る交渉、契約等について、疑義、トラブル等があるときは、全て、当該交渉、契約等の当事者間で解決するものとし、市に関与や解決の責任を要求しません。
- 6 空き家バンクにより得た、空き家の情報並びに所有者及び協力会員の個人情報は、空き家の購入又は賃借の目的に必要な範囲以外に利用しません。

注意

- (1) 市は、情報の紹介や必要な連絡調整等を行いますが、空き家の売買又は賃貸借に係る交渉、契約等については、一切、媒介行為を行いません。媒介業務は、購入又は賃借希望者と協力会員が契約締結の上、協力会員が行います。
- (2) 空き家の売買又は賃貸借に係る交渉、契約等について、疑義、トラブル等があるときは、全て、当該交渉、契約等の当事者間で解決をお願いします。
- (3) 市は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、空き家バンクにおいて収集した個人情報は、その事業の目的に必要な範囲以外に利用いたしません。